



タコ釣りにご注意ください

伊勢湾の沿岸においてタコは共同漁業権の魚種であり、共同漁業権内でタコ及びその他の共同漁業権の魚種を採捕する行為は漁業を営む権利を侵害する行為として漁業法第195条に基づき罰せられる場合がありますので、ご注意ください。

漁業法【抜粋】

第195条 漁業権又は組合員行使権を侵害した者は、百万円以下の罰金に処す。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

